災害障害見舞金

内　　容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に見舞金を支給する。
支　給　額	■生計維持者が重度の障害を受けた場合　　２５０万円 ■その他の方が重度の障害を受けた場合　　１２５万円
対　象　者	■災害により以下のような重い障害を受けた方 ①両眼が失明した方 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
問い合わせ先	山田町長寿福祉課　福祉チーム　☎0193-82-3111（内線 151） 庁舎１階　⑧番窓口

災害弔慰金

内　　容	東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して弔慰金を支給する。
支　給　額	■生計維持者が死亡した場合　　５００万円 ■その他の方が死亡した場合　　２５０万円
対　象　者	■震災により死亡された方のご遺族 ※津波等により直接死亡されていない場合でも、震災に起因する死亡と判断されれば、「災害関連死」として支給されます。
問い合わせ先	山田町長寿福祉課　福祉チーム　☎0193-82-3111（内線 151） 庁舎１階　⑧番窓口